

事業主

事業所担当者 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合

理事長 大山 裕視

(公 印 省 略)

現物給与の価額改定について（令和 8 年 1 0 月 1 日より）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、厚生労働省保険局長から発出された告示に基づき、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が令和 8 年 1 0 月 1 日から変更されます。また、住宅に係る価額の単価については、居住面積 1 畳当たりの価額から総面積 1 m²当たりの価額に単価が変更になります。

健保組合ホームページにもご案内しておりますので、ご確認をお願いいたします。

記

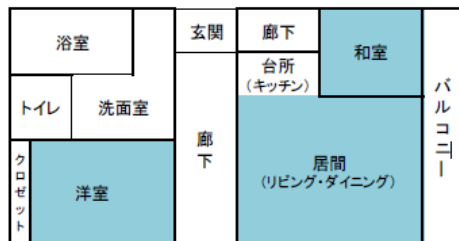
<現行：令和 8 年 9 月 3 0 日まで>・・・例①

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

<改正後：令和 8 年 1 0 月 1 日から>・・・例②

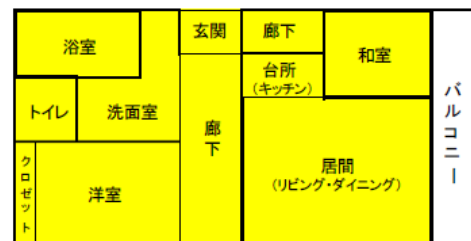
価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とします。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。

【例】 ①



の部分が対象となります。

②



の部分が対象となります。